

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

表 4-1-4 工場棟成型工場 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとして) 設備・機器の申請回数 (3/6)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
火災等による損傷の防止	<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>[4.1-1-1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899, 900, 901)を設置する。</p> <p>設置設備の種類と員数</p> <ul style="list-style-type: none"> 感知器(煙): 35個 (2階: 7個, 3階: 28個) 感知器(熱): 194個 (1階: 19個, 2階: 159個, 3階: 16個) 感知器(空気管式): 2基 (3階) 警報設備(ベル): 16個 (1階: 5個, 2階: 5個, 3階: 6個) (中継盤: 1基) <p>[4.1-1-2] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100㎡×2)と消火水配管により接続。</p> <p>[4.3-1-1] ガラリ部の火災区域境界は気体感煙設備で構成される。</p>	<p>防火水槽(896)及び可燃消防ポンプ(897)</p> <p>気体感煙設備(2) (640) ~ (651)</p>	<p>警報設備(ベル)(中継盤)</p>
溢水による損傷の防止	<p>[5.6.1-1] 屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、順に漏水検知警報設備を設置する設計とする。</p>	<p>—</p>	<p>漏水検知警報設備(839)</p>

2589

変更後

表 4-1-4 工場棟成型工場 仕様表 (4次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとして) 設備・機器の申請回数 (3/6)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設		
	5次申請	6次申請	7次申請
火災等による損傷の防止	<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、4次申請書の設計番号を示す) *は6次申請の設計番号を示す。</p> <p>[4.1-1-1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899, 900, 901)を設置する。</p> <p>設置設備の種類と員数</p> <ul style="list-style-type: none"> 感知器(煙): 35個 (2階: 7個, 3階: 28個) 感知器(熱): 195個 (1階: 19個, 2階: 159個, 3階: 17個) 感知器(空気管式): 2基 (3階) 警報設備(ベル): 16個 (1階: 5個, 2階: 5個, 3階: 6個) (中継盤: 1基) <p>[4.1-1-2] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100㎡×2)と消火水配管により接続。</p> <p>[4.3-1-1] ガラリ部の火災区域境界は気体感煙設備で構成される。</p>	<p>防火水槽(896)及び可燃消防ポンプ(897)</p> <p>気体感煙設備(2) (640) ~ (651)</p>	<p>警報設備(ベル)(中継盤)</p>
溢水による損傷の防止	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>漏水検知警報設備(839)</p>

2589

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

表 4-1-15 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請
核燃料物質の臨界防止	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-
閉じ込めの機能	[10.1-1 棟 5] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、扉に漏水検知警報設備を設置する設計とする。 [11.1-1 棟 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 設置設備の種類と員数 。 感知器(煙): 2個 (1階南北渡り廊下) 。 感知器(熱): 7個 (1階) 。 感知器(空気管式): 5基 (1階: 1基、2階: 4基) 。 警報設備(ベル): 2個 (1階: 1個、2階: 1個) (中継盤: 1基) 。 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照 (中継盤の配置は、図リ非-6 (7次) 参照)	漏水検知警報設備 (871) 警報設備(ベル) (中継盤)
火災等による損傷の防止	[11.1-1 棟 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100㎡×2)と消火水配管により接続。 [12.1-1 棟 3] 屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、扉に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	防火水槽 (896) 及び可稼消防ポンプ (897) 漏水検知警報設備 (871)

2630

変更後

表 4-1-15 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表 (6次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、6次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 7次申請
核燃料物質の臨界防止	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-
閉じ込めの機能	[10.1-1 棟 5] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、扉に漏水検知警報設備を設置する設計とする。 [11.1-1 棟 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 設置設備の種類と員数 。 感知器(煙): 2個 (1階南北渡り廊下) 。 感知器(熱): 5個 (1階) 。 感知器(空気管式): 5基 (1階: 1基、2階: 4基) 。 警報設備(ベル): 2個 (1階: 1個、2階: 1個) (中継盤: 1基) 。 設置設備の配置 図リ非-3-3、3-7参照 (中継盤の配置は、図リ非-6 (7次) 参照)	漏水検知警報設備 (871) 警報設備(ベル) (中継盤)
火災等による損傷の防止	[11.1-1 棟 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100㎡×2)と消火水配管により接続。 [12.1-1 棟 3] 屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、扉に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	防火水槽 (896) 及び可稼消防ポンプ (897) 漏水検知警報設備 (871)

2630

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

表1-1-3 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請対象建物)(1/4)

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

資料No.	資料項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
加工施設の 技術基準	項目	第四項第一項	第四項第二項	第五項	第六項第一項	第六項第二項	第七項	第八項第一項	第八項第二項	第九項	第十項													
設計番号 ^{注1}	変更区分	3.2-1-1																						
工場棟 転換工場	非常用通報設備 非常ベル設備																							
	非常用通報設備 放送設備																							
	非常用通報設備 通信連絡設備																							
	消火設備 屋外消火栓																							
	自動火災報知設備 火災感知設備																							
	自動火災報知設備 警報設備																							
	緊急対策設備(1) 非常用照明																							
	緊急対策設備(1) 誘導灯																							
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)																							

注1: 設計番号は4次申請の設計番号を示す
注2: 設計番号は7次申請の設計番号を示す

- : 設計変更なし+工事なし
 - ◎: 設計変更あり+工事なし
 - : 設計変更あり+工事あり 注3
- 注3: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
設工認技術基準が変更または追加されている項目

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表1-1-3 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請対象建物)(1/4)

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準	項目																							
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
仕様表No.	名称	変更区分	3.2-#E1																							
追表イ建-1	工場棟 転換工場	改造	○																							
追表ハ建-2	工場棟 成型工場	改造	○																							
追表ホ建-1	工場棟 組立工場	改造	○																							
追表ヘ建-4-1	付属建物 第2棟燃料倉庫	改造	○																							
追表ト建-3-2	放射線管理棟	改造																								
追表ト建-3-3	付属建物 放射線管理棟前室	新設																								
追表ト建-3-4	付属建物 除染室・分析室	改造	○																							
追表イ建-1 工場棟 転換工場	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																								
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																								
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																								
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																								
	自動火災報知設備 火災感知設備	変更なし																								
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																								
	緊急対策設備(1) 非常用照明	改造																								
緊急対策設備(1) 誘導灯	改造																									
緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	新設																									

注1: 設計番号は4次申請の設計番号を示す

注2: 設計番号は7次申請の設計番号を示す

- : 設計変更なし+工事なし
- ◎: 設計変更あり+工事なし
- : 設計変更あり+工事あり 注3

注3: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
 設工認技術基準が変更または追加されている項目

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表1-1-3 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請対象建物)(4/4)

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準	項目	設工認技術基準																										
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23				
3-2-建1	複数ユニット	第四象第1項	複数ユニット	第四象第1項	第四象第2項	第五象	地震損傷	津波	津波	外設衝撃損傷	閉じ込め	不法侵入	火災現場	溢水損傷	安全距離確保	安全機能	材料・構造	搬送設備	貯蔵設備	警報設備	放電機	汚染防止	汚染防止	遠隔監視	換気設備	非常用電源	通信連絡設備	その他事業許可で求める仕様		
3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1	3-2-建1
3-2-建1	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																												
3-2-建1	非常用通報設備 放送設備	変更なし																												
3-2-建1	非常用通報設備 通信連絡設備	変更なし																												
3-2-建1	消火設備 屋外消火栓	変更なし																												
3-2-建1	自動火災報知設備 火災感知設備	変更なし																												
3-2-建1	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																												
3-2-建1	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																												
3-2-建1	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																												
3-2-建1	緊急対策設備(3) 堰(内部漏水止水用)	新設																												
3-2-建1	放射線測定装置(a,β線用)	変更なし																												
3-2-建1	気象観測装置	変更なし																												
3-2-建1	非常用通報設備 放送設備	増設																												
3-2-建1	非常用通報設備 通信連絡設備	変更なし																												
3-2-建1	消火設備 屋外消火栓	変更なし																												
3-2-建1	自動火災報知設備 火災感知設備	増設																												
3-2-建1	緊急対策設備(1) 非常用照明	増設																												
3-2-建1	緊急対策設備(1) 誘導灯	増設																												
3-2-建1	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																												
3-2-建1	非常用通報設備 放送設備	変更なし																												
3-2-建1	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																												
3-2-建1	消火設備 屋外消火栓	変更なし																												
3-2-建1	自動火災報知設備 火災感知設備	改造																												
3-2-建1	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																												
3-2-建1	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																												
3-2-建1	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																												
3-2-建1	緊急対策設備(3) 堰(内部漏水止水用)	新設																												

注1: 設計番号は4次申請の設計番号を示す
注2: 設計番号は7次申請の設計番号を示す

- : 設計変更なし+工事なし
- ◎: 設計変更あり+工事なし
- : 設計変更あり+工事あり 注3

本加工施設では該当しない項目
設工認技術基準が変更または追加されている項目

注3: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表1-1-3 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請対象建物)(4/4)

資料No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
																								資料項目
仕様表No.	名称	変更区分																						
造表ト建-3-2 放射線管理棟	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし	○																					
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																						
	非常用通報設備 通信連絡設備	変更なし																						
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																						
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改修	○	○	○																			
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし	○	○	○																			
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																						
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																						
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	新設																						
	放射能測定装置(α、β線用)	変更なし																						
気象観測装置	変更なし																							
造表ト建-3-3 放射線管理棟 前室	非常用通報設備 放送設備	増設																						
	非常用通報設備 通信連絡設備	変更なし																						
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																						
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設																						
	自動火災報知設備 警報設備	増設																						
造表ト建-3-4 除染室・ 分析室	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし	○																					
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																						
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																						
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																						
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改修	○	○	○																			
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																						
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																						
緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																							
緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	新設																							

注1: 設計番号は4次申請の設計番号を示す

注2: 設計番号は7次申請の設計番号を示す

- : 設計変更なし+工事なし
- ◎: 設計変更あり+工事なし
- : 設計変更あり+工事あり 注3

注3: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
 設工認技術基準が変更または追加されている項目

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

表1-1-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(6次申請対象建物)(3/3)

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準	項目	資料No.																						
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
42-1-1	非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし																							
42-1-2	非常用通報設備	放送設備	変更なし																							
42-1-3	非常用通報設備	通信連絡設備	増設																							
42-1-4	消火設備	屋外消火栓	変更なし																							
42-1-5	自動火災報知設備	火災感知設備	改造及び増設																							
42-1-6	自動火災報知設備	警報設備	変更なし																							
42-1-7	緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし																							
42-1-8	緊急対策設備(1)	誘導灯	変更なし																							
42-1-9	緊急対策設備(2)	堰 (内部止水止水用)	新設																							
42-2-1	非常用通報設備	放送設備	変更なし																							
42-2-2	非常用通報設備	通信連絡設備	増設																							
42-2-3	消火設備	屋外消火栓	変更なし																							
42-2-4	自動火災報知設備	火災感知設備	変更なし																							
42-2-5	自動火災報知設備	警報設備	変更なし																							
42-2-6	緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし																							
42-2-7	緊急対策設備(1)	誘導灯	変更なし																							

注1: 設計番号は6次申請の設計番号を示す

注2: 設計番号は7次申請の設計番号を示す

- : 設計変更なし+工事なし
- ◎: 設計変更あり+工事なし
- : 設計変更あり+工事あり 注3

注3: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

- 本加工施設では該当しない項目
- 設工認技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設	
非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火器	

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更後

変更理由

(1/2) 参照

追表1-2-1(6次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (化学処理施設 7/8)

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準項目	23																							備考*	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
仕様表No.	名称	事業許可との対応 ^{※1}	変更区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*
追表イ設-100	抜出ボックス(1)	[213] 抜出ボックス	変更なし	●																							※新たに規制対象となる建物・構築物の施行前に既に設置されているもの
追表イ設-101	中間槽(1)	[214] 中間槽	改造	●																							
追表イ設-102	ろ過器(中間槽)(1)	[215] ろ過器	改造	●																							
追表イ設-103	溶出液受槽(1)	[217] 溶出液受槽	改造	●																							
追表イ設-104	リサイクル液受槽(1)	[219] リサイクル液受槽	改造	●																							
追表イ設-105	洗浄液受槽(1)	[221] 洗浄液受槽	改造	●																							
追表イ設-106	沈殿槽(1)	[223] 沈殿槽	改造	●																							
追表イ設-107	濃心分離機	[225] 濃心分離機	改造	●																							
追表イ設-108	ろ液受槽	[227] ろ液受槽	改造	●																							
追表イ設-109	仕上ろ過器	[228] 仕上ろ過器	変更なし	○																							
追表イ設-110	清澄液受槽	[231] 清澄液受槽	改造	●																							
追表イ設-111	乾燥機	[233] 乾燥機	改造	●																							
追表イ設-112	乾燥排気フィルタ	[234] 乾燥排気フィルタ	変更なし	○																							
追表イ設-113	ADU受ホッパ	[235] ADU受ホッパ	改造	●																							
追表イ設-114	ADU抜出ボックス	[236] ADU抜出ボックス	変更なし	○																							
追表イ設-115	粉砕機	[237] 粉砕機	改造	●																							
追表イ設-116	スクラップ仮焼炉	[239] スクラップ仮焼炉	改造	●																							
追表イ設-117	仮焼ポート用台車	[240] 仮焼ポート用台車	改造	●																							
追表イ設-118	ヒュームフード(1)	[242] ヒュームフード(1)	改造	●																							
追表イ設-119	ヒュームフード(2)	[243] ヒュームフード(2)	改造	●																							

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更理由

追表1-2-6 (6次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準との対比表(放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄) 1/2)

資料No.	資料項目	設工認技術基準	項目	放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄) 1/2																						
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
仕様表No.	名称	事業許可との対応*	変更区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
ト設-表4	排気ファン(フィルタ室内排気系統) 排気ファン(付帯設備室内排気系統) 排気ファン(燃料倉庫室内排気系統) 排気ファン(燃料倉庫用排気系統) 排気ファン(転換加工室内排気系統(1)) 排気ファン(転換加工室内排気系統(2)) 排気ファン(転換加工室用排気系統(2)) 排気ファン(転換加工室用排気系統(4)) 排気ファン(転換加工室用排気系統(5)) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(1)) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(2)) 排気ファン(チェックタンク室用排気系統(2)) 排気ファン(計器室内排気系統)	{608}気体廃棄設備(1) {610}気体廃棄設備(1)排気ファン {617}気体廃棄設備(1)給排気ファンの駆動停止インターロック {627}気体廃棄設備(1)負圧警報装置 {639}気体廃棄設備(1)負圧警報装置	変更なし 変更なし 変更なし 改造 変更なし 改造 改造 改造 改造 改造 改造 改造 改造 改造																							
ト設-表5	排気ファン(転換加工室用排気系統(1)) 排気ファン(転換加工室用排気系統(3)) 排気ファン(第2燃料倉庫・貯留室内排気系統) 排気ファン(除染室(2)、過渡室(2)室内・局所排気系統) 排気ファン(分析室、分光分析室室内排気系統) 排気ファン(分析室、分光分析室用排気系統(2))	{608}気体廃棄設備(1) {610}気体廃棄設備(1)排気ファン {617}気体廃棄設備(1)給排気ファンの駆動停止インターロック {627}気体廃棄設備(1)負圧警報装置 {639}気体廃棄設備(1)負圧警報装置	改造 改造 改造 改造 改造 改造																							
ト設-表6	排気ファン(分析室、分光分析室用排気系統(1))	{608}気体廃棄設備(1) {610}気体廃棄設備(1)排気ファン {627}気体廃棄設備(1)負圧警報装置 {639}気体廃棄設備(1)負圧警報装置	改造																							
通表ト設-表15	スクラバ(結露・還元炉、乾燥機系統)(転換加工室用排気系統(2))	{608}気体廃棄設備(1) {626}気体廃棄設備(1)スクラバ(結露・還元炉、乾燥機系統)	改造																							
通表ト設-表18	水スクラバ(ウラン回収第1系系統)(転換加工室用排気系統(3))	{608}気体廃棄設備(1) {630}気体廃棄設備(1)水スクラバ(ウラン回収第1系系統)	改造																							
通表ト設-表19	アルカリススクラバ(ウラン回収第1系系統)(転換加工室用排気系統(3))	{608}気体廃棄設備(1) {631}気体廃棄設備(1)アルカリススクラバ(ウラン回収第1系系統)	改造																							
通表ト設-表20	排ガス冷却装置(ウラン回収第1系系統)(転換加工室用排気系統(3))	{608}気体廃棄設備(1) {632}気体廃棄設備(1)排ガス冷却装置(ウラン回収第1系系統)	改造																							
通表ト設-表21	コンデンサ(ウラン回収第1系系統)(転換加工室用排気系統(3))	{608}気体廃棄設備(1) {633}気体廃棄設備(1)コンデンサ(ウラン回収第1系系統)	改造																							
通表ト設-表22	スクラバ(ウラン回収第2系系統)(チェックタンク室用排気系統(2))	{608}気体廃棄設備(1) {634}気体廃棄設備(1)スクラバ(ウラン回収第2系系統)	改造																							
通表ト設-表25	スクラバ(分析系統)(分析室、分光分析室用排気系統(1))	{608}気体廃棄設備(1) {638}気体廃棄設備(1)スクラバ(分析系統)	改造																							
ト設-表31	排気ファン(燃料溶解室、燃料補修室用排気系統) 排気ファン(ペレット加工室内排気系統) 排気ファン(ペレット加工室用排気系統(1)) 排気ファン(ペレット加工室内・局所排気系統(3)) 排気ファン(ペレット加工室用排気系統(4)) 排気ファン(作業室内排気系統(1)) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(1)) 排気ファン(廃棄物一時貯留室内排気系統)	{640}気体廃棄設備(2) {642}気体廃棄設備(2)排気ファン {649}気体廃棄設備(2)給排気ファンの駆動停止インターロック {652}気体廃棄設備(2)負圧警報装置	改造 改造 改造 変更なし 改造 改造 変更なし 改造																							

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

非常用通報設備 (所内)

設備名称	本申請対象 (汎用品)	員数	設置場所	添付図	
非常用通報設備	非常ベル設備	警報盤、 配線	4基	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6
放送設備	放送設備本体、 本体付マイク、 配線	1基	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6	
	マイク、 配線	1基	防災ルーム	図リ非-6	
	マイク、 配線	1基	警備所	図リ非-6	
通信連絡設備 (電話設備： 有線式)	電話交換機、 配線	1基	事務本館	図リ非-6	
	固定電話、 配線	1基	防災ルーム	図リ非-6	
	固定電話、 配線	1式	警備所	図リ非-6	
通信連絡設備 (電話設備： 無線式)	携帯電話 (内線)	1式	防災組織要員が 所持	—	
通信連絡設備 (無線通信設備)	業務用無線設備	1式	防災ルーム	図リ非-6	
	業務用無線設備	1式	警備所	図リ非-6	
	業務用無線設備	1式	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6	
	業務用無線設備	1基	転換工場	図リ非-6	

2911

非常用通報設備 (所内)

設備名称	本申請対象 (汎用品)	員数	設置場所	添付図	
非常用通報設備	非常ベル設備	警報盤、 配線	4基	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6
放送設備	放送設備本体、 本体付マイク、 配線	1基	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6	
	マイク、 配線	1基	防災ルーム	図リ非-6	
	マイク、 配線	1基	警備所	図リ非-6	
通信連絡設備 (電話設備： 有線式)	電話交換機、 配線	1基	事務本館	図リ非-6	
	固定電話、 配線	1基	防災ルーム	図リ非-6	
	固定電話、 配線	1式	警備所	図リ非-6	
	<u>固定電話、 配線</u>	<u>1基</u>	<u>第3座車物倉庫</u>	<u>図リ非-6</u>	
通信連絡設備 (電話設備： 無線式)	携帯電話 (内線)	1式	防災組織要員が 所持	—	
通信連絡設備 (無線通信設備)	業務用無線設備	1式	防災ルーム	図リ非-6	
	業務用無線設備	1式	警備所	図リ非-6	
	業務用無線設備	1式	放射線管理棟 (代替防災ルーム)	図リ非-6	
	業務用無線設備	1基	転換工場	図リ非-6	

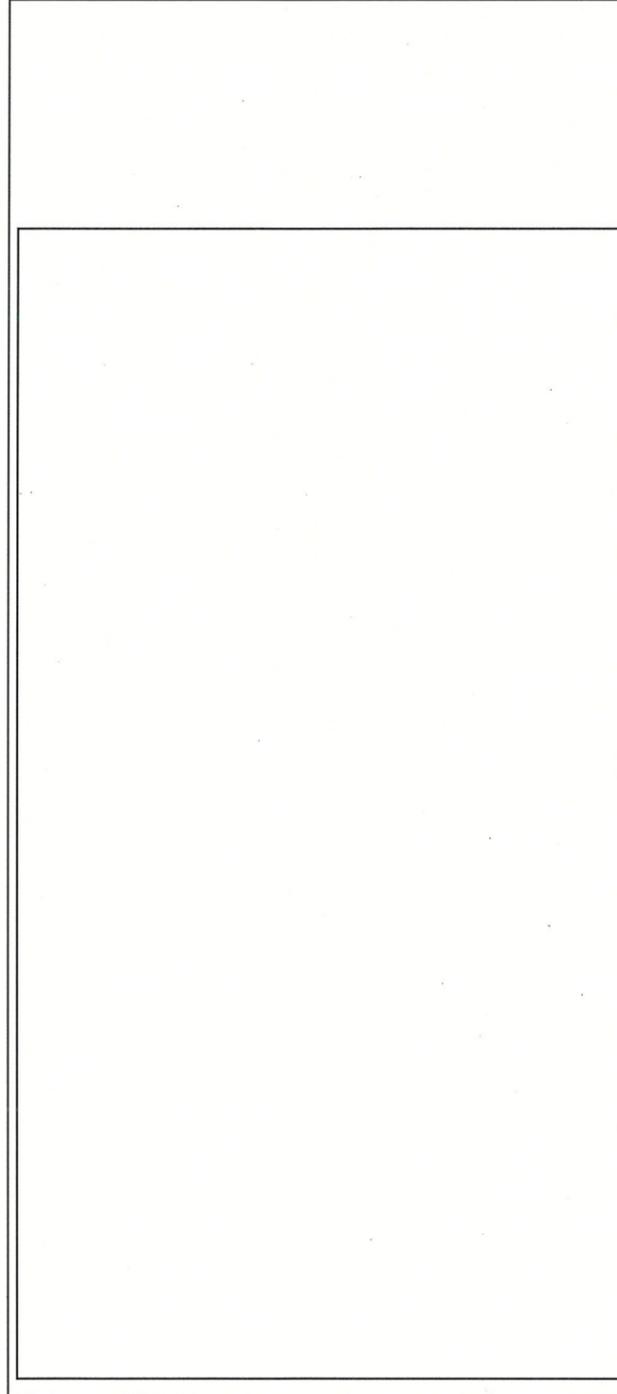
2911

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

添付 3

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

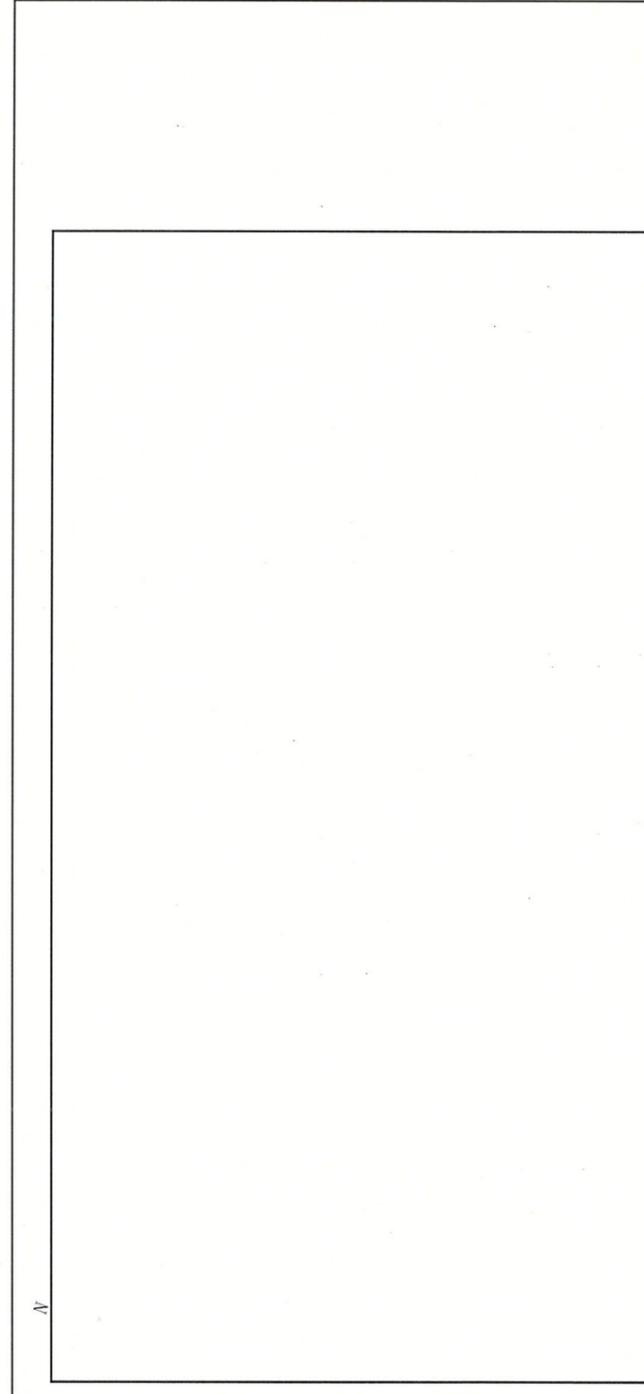


名称	自動火災報知設備
図番	図リ非-3-2
付属建物	第3核燃料倉庫

- 凡例
- ⑤ : 煙感知器 (10個)
 - : 熱感知器 (4個)
 - : 空気管式感知器 (感知器 5基)
 - ⊗ : 吹抜け
 - ⊙ : 発信機 (P型 2個)
 - ⊕ : 警報設備 (ベル) (2個)

1845

変更後



名称	自動火災報知設備
図番	図リ非-3-2
付属建物	第3核燃料倉庫

- 凡例
- ⑤ : 煙感知器 (11個)
 - : 熱感知器 (4個)
 - : 空気管式感知器 (感知器 5基)
 - ⊗ : 吹抜け
 - ⊙ : 発信機 (P型 2個)
 - ⊕ : 警報設備 (ベル) (2個)

1845

変更理由

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

<p>1861</p> <p>凡例 -----: 敷地境界 ※: 消防上の設置義務はないが、更なる安全確保向上を目的として、粉末消火器(10型 1本)を追加設置する □: 非常用通報設備 非常ベル設備 警報盤の設置場所 △: 非常用通報設備 放送設備 放送設備本体等の設置場所(注) ▲: 非常用通報設備 通信連絡設備 電話交換機等の設置場所(注) ○: 自動火災報知設備 火災感知設備 受信器の設置場所 ●: 自動火災報知設備 警報設備 中継盤の設置場所 (注) 放送設備 放射線管理棟(代替防災ルーム): 放送設備本体(台、本体付マイク) 防災ルーム: マイク 警備所: マイク 通信連絡設備 放射線管理棟(代替防災ルーム): 業務用無線設備、ファクシミリ装置 事務本館: 電話交換機、固定式衛星電話 防災ルーム: オフサイトセンター専用、県災害時優先、業務用無線設備、ファクシミリ装置、携帯式衛星電話、電話設備(有線式) 警備所: 消防署専用、警察災害時優先、業務用無線設備、電話設備(有線式) 転換工場: 業務用無線設備</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">非常用設備配置図</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">図番</td> <td style="text-align: center;">図リ非-6</td> </tr> </table>	名称	非常用設備配置図	図番	図リ非-6
名称	非常用設備配置図				
図番	図リ非-6				

変更後

<p>1861</p> <p>凡例 -----: 敷地境界 ※: 消防上の設置義務はないが、更なる安全確保向上を目的として、粉末消火器(10型 1本)を追加設置する ※2: 多線性を確保するために電話設備(有線式)を設置する □: 非常用通報設備 非常ベル設備 警報盤の設置場所 △: 非常用通報設備 放送設備 放送設備本体等の設置場所(注) ▲: 非常用通報設備 通信連絡設備 電話交換機等の設置場所(注) ○: 自動火災報知設備 火災感知設備 受信器の設置場所 ●: 自動火災報知設備 警報設備 中継盤の設置場所 (注) 放送設備 放射線管理棟(代替防災ルーム): 放送設備本体(台、本体付マイク) 防災ルーム: マイク 警備所: マイク 通信連絡設備 放射線管理棟(代替防災ルーム): 業務用無線設備、ファクシミリ装置 事務本館: 電話交換機、固定式衛星電話 防災ルーム: オフサイトセンター専用、県災害時優先、業務用無線設備、ファクシミリ装置、携帯式衛星電話、電話設備(有線式) 警備所: 消防署専用、警察災害時優先、業務用無線設備、電話設備(有線式) 転換工場: 業務用無線設備</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">非常用設備配置図</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">図番</td> <td style="text-align: center;">図リ非-6</td> </tr> </table>	名称	非常用設備配置図	図番	図リ非-6
名称	非常用設備配置図				
図番	図リ非-6				

変更理由

変更内容の記載適正化に伴い、非常用設備の配置記述を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。